

40588

教科書文庫

4
110
44-1938
20000 79818

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

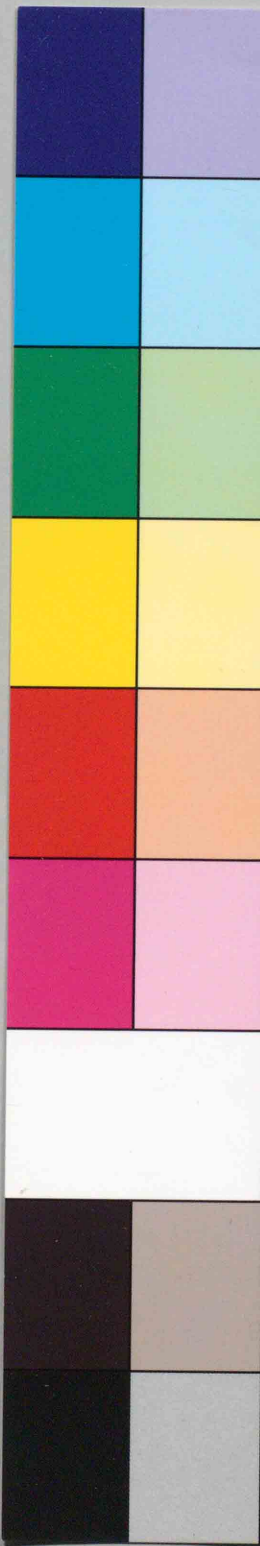
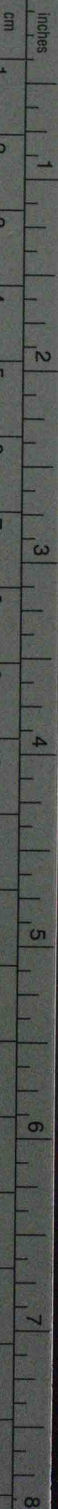


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



4C
150
昭3

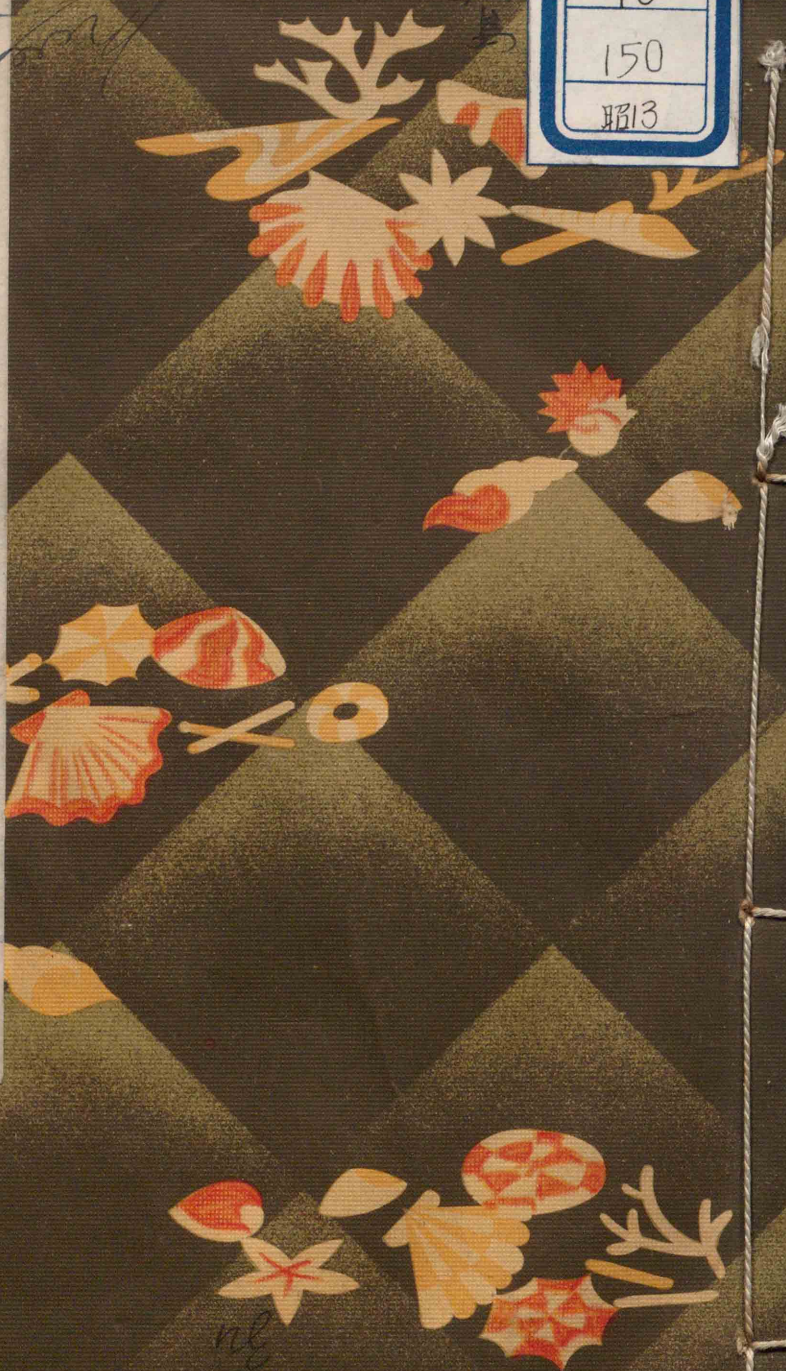
文部省檢定済

寶業

國華修身書

甲種三年制用

中卷



文部省檢定
昭和三十三年三月十九日 實業學校身科

室料資

實業

國

華

修

身

書

東京文理科大學
教授文學博士

田中寬一著

東京株式會社
帝國書院

4C
150
B13

神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の
王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。
行矣。實祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りな
かるべし。



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚
ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟
セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣
民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博
愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進
テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレ
ハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ

朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ
足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘ
キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト
俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣侯爵桂

太郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ

思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

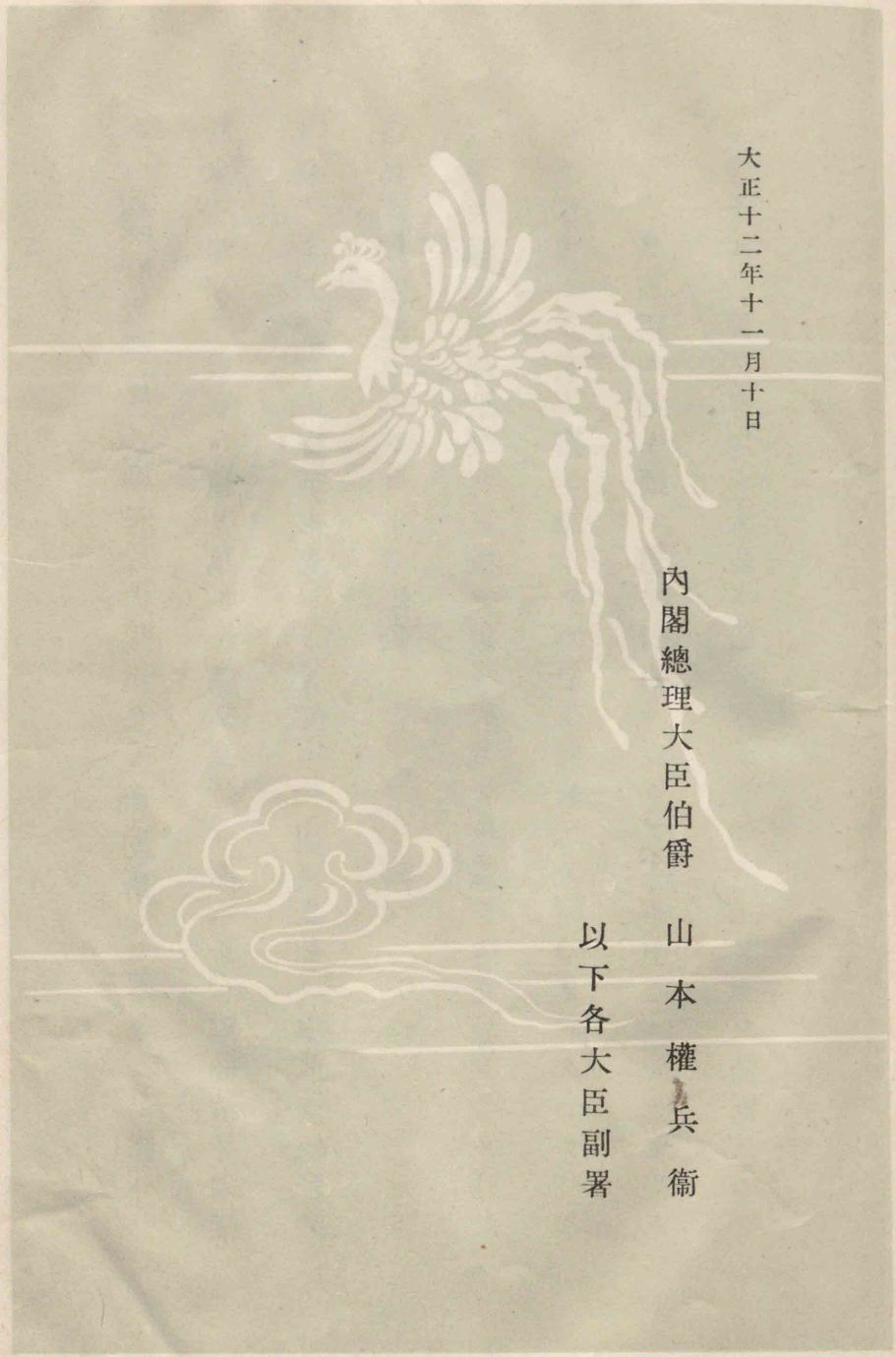
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇

厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ
責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ
入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セス
シテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉
トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ
恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽
攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵 山本權兵衛
以下各大臣副署



踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ

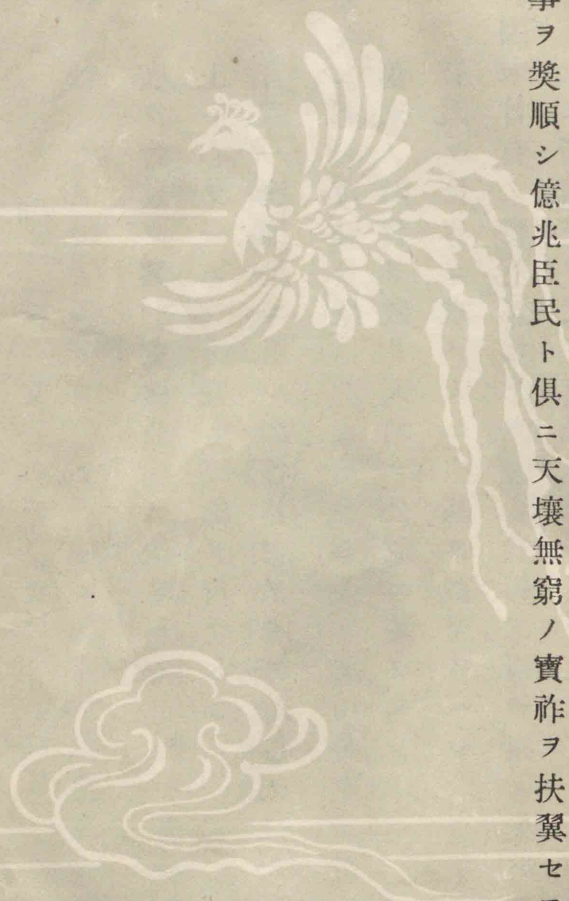
但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我

國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ
史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ
中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ
運ニ乗シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎
ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ
軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナ
ル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕

カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ
事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ



御誓文 (明治元年戊辰三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメ
ン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ
誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ
協心努力セヨ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承
クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布
ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ
肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト竝ニ臣
民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成
跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナ

ルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ
益、我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシ
ムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ



青少年學徒ニ下シ賜ハリタル勅語

(昭和十四年五月二十二日)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトス
ル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等
青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ
史實ニ稽へ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執
ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武
ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ
期セヨ

緒言

一、本書は甲種三年制實業學校修身教科書に充てる爲に編著したものである。本書の結構は文部省制定の新教授要目に嚴格に準據して組立て、その教材は五ヶ年間に配當せらるべきものを三ヶ年間に壓縮した。但し高等小學二ヶ年間に於ける既修の教材は適宜取捨して無用の重複は之を避けた。

一、本書の編著は特に國體明徴に力點を置き、國民的自覺の上に一切の徳の實踐を立脚せしめようとする意圖の下にした。その要領は大體次の如くである。

(一) 國體明徴・國民的自覺・日本精神の培養等の具體的把握實踐の直接的徳として忠孝一致の實踐を採上げ、之を終始して意識

の前面に押出しておくべきこと。
 (二) 例話は先づ國史に採り、次に東洋を先に西洋を後にすること。
 (三) 説明は柔かに情意に訴へ感激裡に信念にまで引揚げること。
 (四) 所謂日本精神の了悟は極めて妥當なることを期し、國粹主義の弊を防ぎ、大所高所に立つてその培養を十全にすること。
 一、尙不備不滿の點が尠くない。高明なる教授者の手によつて適當に運用せられ、重大なる時勢に鑑みて特に修身科所期の目的が十分に達せられることを切望して止まぬ次第である。

昭和十二年八月

著者識す

中目次

第十課	我が家	一
第九課	人格	九
第八課	行爲と品性	一四
第七課	良心	二六
第六課	誠	三二
第五課	我が國體	三六
第四課	皇祖皇宗	四二
第三課	臣民	四八
第二課	皇室	五五
第一課	天皇	

第十一課	一門の繁榮	六〇
第十二課	國土	六五
第十三課	風俗慣習	七一
第十四課	團體と秩序	七六
第十五課	協同	八三
第十六課	社會	八九
第十七課	公益世務と國憲國法	九五
第十八課	海外發展と國際協力	一〇一
第十九課	人類の福祉	一〇六
第二十課	戊申詔書(一)	一一三
第二十一課	戊申詔書(二)	一二八

實業 國華修身書 甲種三年制用中

第一課 天皇

我が國體

我が國は皇國である。皇祖天照大神の御子孫であらせられる天皇のしらしめし給ふ皇國である。國のすべてを舉げて天皇を中心と仰ぎ奉る國である。それは悠久の古から永遠の將來に亙つて嚴として渝ることなき事實である。皇祖天照大神が皇孫瓊瓊杵尊に授け給りた天壤無窮の神勅は、このことを確乎として明示し給ひ、且つ天壤と與に隆えます寶祚をことほぎ給りたものである。

皇位

皇位の御しるし
三種 神号
鏡 智
玉 仁
劔 勇

皇位はこの我が國を統治す天皇の御位である。皇祖の神裔に在し皇祖と御一體とならせ給ひ、その大御心を現實に顯し、國を榮えしめ民を慈しみ給ふすべらぎの御位である。萬世一系の天皇の御位である。尊嚴極りなき御高座であり、永遠に搖ぎなき國の大本である。三種の神器はこの皇位の御しるしであつて、皇祖が皇孫にお授けになつて以來、天皇は皇位繼承の際、之を承けさせ給ひ、皇祖の大御心をそのまゝに傳へさせられる。特に御鏡は此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如いつきまつれ。

天皇

記紀
古事記
日本書紀

と神鏡奉齋の神勅に仰せられてあるとほり、皇祖の御靈代として奉齋し給ふのである。皇位に即かせ給ふ御方が皇祖の神裔に在すことは肇國の大本で、神勅の明示し給ふ所である。それは事實國史の上、炳として日星の如く明かであつて、こゝに我が國の尊嚴無比なる所以がある。それ故皇位に即かせ給ふ御歴代の天皇は皇祖と御一體に在し、自らに宏大無邊の御徳を具へさせ給ふ現人神に在すのである。即ち天皇は光華明彩しくして六合の内に照徹らせ給ふ皇祖の御徳をそのまゝに具へさせられ、皇祖皇宗の御遺訓を承継ぎ給ひ、萬古より無窮に渝ることなく我が國を統治し給

ひ、臣民は絶対に天皇に随順し奉り、天皇の大御心のまにまに皇運を扶翼し奉ることに一切を歸趨せしめることに唯一つ生きる道を求めて居るのである。こゝに我が皇國に天壤と興に窮りなき隆昌があるのである。

今上天皇陛下は御即位式の勅語に

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ

と仰せられてある。まことに萬世一系の皇統から出でさせられ、尊嚴極りなき高御位に即かせ給ひ、皇國を統治し給ふ御事は、皇祖皇宗かむなみ惟神の大道に遵ひ給ひ、天業を恢弘し給

ふ大御業である。

帝國憲法に

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス(第一條)

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス(第三條)

とあるのは、この惟神の嚴然たる事實を直截明徴に成文を以て表現せさせ給うたものと拜察し奉る。

天皇は皇祖皇宗天業御經綸の大御心のまにまに、皇祖皇宗の御遺訓を奉體せさせ給うて我が皇國を統治し給ふ。

されば統治の大本は天壤無窮の神勅に明示せさせ給ふ惟神の大道に在り、即ち神勅は君臣の大義を定め、統治の大本を祭祀と政治と教育とに互つて確立し給うて居られるの

天皇統治の御精神

敬神祭祀

である。

御歴代の天皇は皇祖の御子孫として、皇祖皇宗と御一體とならせられて皇位に在るのである。されば御歴代の天皇は皆畏くも皇祖皇宗の神靈を崇敬し給ひ、親しく祭祀を執行はせ給ふ。

天皇は恒例及び臨時の祭祀をいとも嚴かに執行はせ給ふ。この祭祀は天皇が御親ら皇祖皇宗の神靈をまつり給ひ、彌、皇祖皇宗と御一體とならせ給ふ御爲であつて、之によつて臣民の慶福、國家の繁榮を祈らせ給ふのである。

天皇のかやうな祭祀は、直ちに天皇の皇國を統治し給ふ御精神と拜し奉る。されば神を祭り給ふこと、政をみそ

祭政一致

教育

なはせ給ふこと、は、その根本の一である。

又天皇は皇祖皇宗の御遺訓を紹述し給ひ、肇國の大義と國民の履行ふべき大道とを明かにし給ふ。こゝに我が教育の大本がある。

されば祭祀と政治と教育とはその根本に於て全く一致するのであつて、天皇統治の御精神はこゝに在ると拜察し奉るのである。

國土經營と愛民

明治天皇の御製に

おごそかにたもたざらめや神代より

うけつぎ來たるうらやすの國

と仰せられてある。これこそ御歴代天皇の皇國統治の尊

き大御心と拜し奉る。神勅に明示せさせ給へる天皇統治の大本に遵はせ給ひ、御歴代の天皇の國土の經營と愛民とに大御心を用ひさせ給うたのである。この國土を安泰ならしめ、教化啓導の御徳を治ちからしめ給ふ所に國土經營の御精神があるものと拜し奉る。畏くも天皇は我等臣民を「おほみたから」とし給ひ、譬へば赤子を保んずるが如くに愛護し給ひ、臣民の忠誠に倚藉し給ひ、皇猷を無窮に恢弘し給はんことを大御心とせさせ給ふ。御歴代の天皇の宏大無邊なる御仁徳は國史の上に明らかに具現されて居ること、は今更申す迄もない。我等はかく明あきらめ來つて、愈益忠誠を捧げ奉るやう、堅く固く心に誓ふ次第である。

第二課 皇室

御様子

皇室
皇族

皇室は天皇の御一家にましく、天皇はその御家長に在し、皇族はその御家族であらせられる。

天皇の御家族であらせられる皇族とは、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王妃、内親王、王妃、女王を申し上げる。皇子から御玄孫まで、御男子の方を親王、御女子の方を内親王、五世以下は御男子の方は王、御女子の方は女王と申し上げる。

皇族は天皇の御家族であらせられるから御姓はなく、勅旨によつて宮號を稱せられる。勅旨又は請願により家名

を賜り華族に列せられ、或は勅許を受けて華族に降嫁するなど臣籍に列し給ふこともある。

皇族は所定の順位によつて皇位を繼承し、又は攝政となり、御成年の御男子の方は樞密顧問及び貴族院の議席に列せられ、皇族會議員とならせ給ふ。尙特別の御事情のない限りは陸海軍の武官に就かせられ、皇國の干城とならせられ、國民に範を示させ給ふのである。

天皇・太皇太后・皇太后・皇后に對し奉つては陛下と申し上げ、おかくれの後は孝明天皇・明治天皇・大正天皇・英照皇太后・昭憲皇太后の如く申し上げる。その他の皇族方に對し奉つては殿下と申し上げる。

敬稱

皇室と臣民

我が國は天皇を家長と仰ぎ奉り、皇室を總本家とあがめ奉る一大家族國家である。君臣の關係は全く家族的であつて、皇室の家長に在す天皇は畏多くも亦我等國民全體の一大家長に在すのである。

されば君臣の大義は肇國以來儼然として定り、日星の如く萬古に易りはないが、畏多くも君臣の間は亦宛ら親子の親しみを以て結ばれて居るのである。我等の家に於て家長が家族に對するが如くに、皇室に於かせられては臣民を赤子の如く愛撫し給ひ、一視同仁、分け隔てなく思召されるやうに拜し奉るのである。臣民は子はその父母を慕ふが如く、皇室を仰ぎ奉り、祖孫一貫忠誠を勵んで來たのである。

こゝに我が國民生活の根本たる君民一體の實があり、我が國民生活は悠久の國史を通じて、一切が皇室を中心に運営されて來たのである。例へば古來東西兩洋に互る外國文化を採取するに就ても、皇室は率先せられて國民にその去就する所を訓へ給ひ、國難に際しては、國民の先頭に立たせられるのは皇室であらせられるのである。その他凡そ國家の大事は、常に皇室を中心に處理せられ、國民の皇室に對し奉る忠誠發揮の機會ともなつて居るのである。

かやうにして我が皇室と臣民との關係は、外國の歴史に見るやうな對立ではなく、畏多くも我が皇室と臣民とはその生活が一致して居るのである。誠に畏多くも有り難い

極みである。思うてこゝに至れば我等は感奮興起、宏大無邊なる皇恩に報い奉らんと覺悟を新たにせざるを得ない次第である。

現在皇族方は、皇后陛下、皇太后陛下、皇太子殿下、親王殿下、内親王殿下の外、秩父宮、高松宮、三笠宮、閑院宮、東伏見宮、伏見宮、山階宮、賀陽宮、久邇宮、梨本宮、朝香宮、東久邇宮、北白川宮、竹田宮の御方々かましまし、竹の園生の御榮えは我が大日本帝國の隆運と共に彌榮えに榮えますのである。

祖孫一貫の事實

第三課 臣民

我等は生れながらにして天皇陛下に忠誠をつくし奉るべき皇國の臣民である。それは我等の祖先がさうであつたと全く同じである。そこに我等の永遠不滅の生命を見ることができるのである。天皇陛下に忠誠をつくし奉る臣民としてのみ、我等は永遠に生きることができるのである。決して單なる理窟ではない。祖先以來の事實であり、將來永遠に亙つて亦事實である。天壤と與に窮りなく隆えます我が皇運と共に嚴然たる事實である。萬古不易、世界に比類なき國體の上からいとも自然な事實である。

臣民

我等は臣民である。單なる人民ではない。我等大日本帝國國民は即ち天皇陛下の臣民である。

肇國以來君臣の分は明確であつて、諸外國とはその根本を異にするものである。悠久の古から永遠の將來に亙つての事實である。諸外國の君臣の關係には夫々の特質があるが大體に就いていへば強者なる君主に多數の人民が服従してその幸福を得ようとするものであるか、又は便宜上人民と君主とが服従と統治とを契約の上で定めたといふやうなものかである。又共和國に於ては君主はなく、人民はその統治をその各自が選んだ代表者に委任して居るので、君臣の關係はない。従つてその國民は人民であつて

臣民ではないのである。

我が國に於ては一切が全く分離することができぬ一體となつて居て、諸外國に於けるやうな對立關係は些かもない。即ち我が國は天皇を中心と仰ぎ奉る一大家族國家であつて、一全體の中に、自らにしてしかも萬古不易に嚴然たる事實として君臣の分が定つて居るのである。されば我等はこの一大生命の中に在つて、その臣民としての分を堅く守ることによつてのみ、今日在ることができるのである。されば我等の根本道は臣民としての道である。臣道は忠である。忠とは絶對に天皇に隨順し奉ることである。絶對に天皇に隨順し奉るのは我等臣民が我が日本帝國な

臣道

る一大生命の中に在つて最もよくその分をつくすことであつて、いはゆる犠牲ではない。我等臣民は絶對に天皇に隨順し奉ることのみ唯一つ生きる道があるので、忠こそは我等臣民を生かす唯一の道である。されば忠は一切の道の源泉である。我等の一切は忠の一道に歸せらるべきである。一切が忠の一道に歸せられて、始めてその意味と價値とが生ずるのである。

孝は親につかへる道であり、やがて祖先につかへ、延いては子孫の爲に圖る道である。されば孝は之を過去に承けて將來に傳へる道である。祖先の志を承けて毀損することなく、我等自らの努力によつて更に修増し、子孫に傳へて

忠孝

愈、善美ならしめようとする道である。そして我等の祖先
は代々忠の一道に勵んで來たのである。忠の一道に生き
て來たのである。されば我等が孝道につとめることは、祖
先の志を繼いで忠を實現しようとする道に外ならぬので
ある。

されば孝も亦忠の一道に歸せしめられてこそ、始めてま
ことの孝となるのである。こゝに國體に本づく忠孝一本
の道が美しくその光輝を放つて居るのである。

我等が忠道に勵まうとする心は、自ら嘗て忠道に勵んだ
我等の祖先を崇敬し、その功績に感謝する孝となり、又祖先
に孝順であつて篤く祭祀することによつて祖先と一體と

敬神崇祖、祭祀

なれば我等も亦祖先の遺志を繼ぎ遺風を傳へて天皇陛下
に隨順し奉り皇運を扶翼し奉らざるを得ないのである。

こゝに國體に本づく敬神皇祖の道は忠孝一本の大道に
合致して、その比類なき美しさと力強さを發揮して居る
のである。

畏多くも天皇陛下は常に皇祖皇宗を祀り給ひ、皇祖皇宗
と一體とならせ給ひ、我等臣民に孝道の範を垂れさせ給ふ。
されば我等は常に神宮を尊崇し神社に參拜して崇敬の
誠を致します。盡忠の覺悟を新たにし、孝道をのべ、以て
忠孝一本の大道實現の至誠に缺くる所がないやうにすべ
きである。

忠君愛國

我が國では國體の上から、國家の繁榮は直ちに天皇の御榮えてある。天皇に忠をつくし奉ることは、即ち國を愛し國の隆昌を圖ることである。忠君と愛國とは一本であつて、別のものではない。

我等日本帝國國民は即ち天皇の臣民であるから、一に天皇に隨順し奉ることが即ち國を愛することであつて、忠君の大道は我等の一切を貫いて居る。大伴家持の歌に曰く
海行かば 水漬くかばね 山行かば 草むすかばね
大皇の 邊にこそ死なめ かへりみは せじ
と。我等臣民の祖孫を通じて渝ることなき赤誠は遺憾なく表明されてゐる。

みよみ戎
大伴家持が
皇室から有
難いことごと
きけ一族に

節四課 皇祖皇宗

皇祖皇宗

皇祖皇宗は天照大神を始め奉り、御歴代の天皇を申し上げるのである。神武天皇は大和の長髓彦を討平げ大和の國を定め給うて後、即位の大禮を行はせられ、皇后を册立し、諸事萬端滞りなく御濟ませになり、我が帝國の基礎を固くお定め遊ばされた。御即位第四年の春二月、

我が皇祖の靈や、天より降鑒りて、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜已に平ぎ、海内無事なり。以て天神を郊祀りて用て大孝を申べたまふ可し。と詔りして居られる。

皇祖皇宗
山王
皇祖皇宗
皇祖皇宗
皇祖皇宗

皇祖皇宗の御國

教育に關する勅語に、

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ

と仰せられ又、

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ

と仰せられてある。

實に我が國の一切は皇祖皇宗の遺し給へるものであつて、今日我が國の一切には皇祖皇宗の神靈が降鑿し給ふのである。

皇祖皇宗の神靈は畏くも天皇陛下を直接光助け給ひ、天皇陛下は太古から承けて御歴代皇祖皇宗の御命をそのまゝ承繼がれ、現人神として、我等國民の上に顯現し給ふので

陛下は現人神に在す

ある。

天皇陛下と我等

現人神に在す天皇陛下には肇國の理想がそのまゝに具つて、一切萬物を光被し給ふのである。我等には天皇陛下に奉事するのは皇祖皇宗に奉事するのと全く等しい。それは畏多いことではあるが、我等が我が身内に、精神に、我が先祖の息吹を感じると同様に、畏くも天皇陛下には直接皇祖皇宗の御命が現れまして居られるからである。我等は我等の先祖が皇祖皇宗の御仁慈の下に生けるしるしがあつたやうに、現在天皇陛下の御仁慈によつて生けるしるしある日々を送り迎へることができて居るのである。ただ天皇陛下は天神から直接の威靈を承けさせられ、我等は、

譬へば月の外暈のやうに、畏くも天皇陛下の御稜威によつて、永遠に進展して止まぬ皇國の大生命の一部分としてこの世にしばしの生を享けて居るのである。だからひたすらに忠誠を勵むことによつてのみ、我等はその生命の價値を創り出すことができるのである。

皇祖皇宗と我等

皇祖皇宗の神靈は畏多くも上御一人天皇陛下の御上に現れまして居るのであるから、我等はたゞ天皇陛下に忠なることに於てのみ皇祖皇宗の神靈に對へ奉ることができるのである。我等が畏くも神宮神社ををがみ奉るのは、ただ、天皇陛下に忠誠を誓ひ奉る我等の至誠に外ならぬのである。

神社と我等

即ち我等が諸々の臣下を祀つた神社に參拜するのは、我が皇祖皇宗に對し奉つて忠誠を勵まれた偉大なる先祖に對して感謝の念を捧げるのであつて、我等も亦我が先祖の忠誠にあやかつて、天皇陛下に對し奉つて忠誠を勵まうとする赤誠に外ならぬのである。

皇國の大生命

忝けなくも、皇祖皇宗は天皇陛下の御身の上に現れまして、その宏大無邊の御仁慈を我等の上に垂れ給ふのだとも解し奉ることができる。されば永遠に伸展する皇國の大生命の中心に在るのが皇祖皇宗と天皇陛下、その周圍に堅く固く結びついて一つになつて居るのが我等の先祖と我等とである。

我が國は皇國

第五課 我が國體

我が國は他の諸外國とは異り皇國である。皇祖皇宗と天皇陛下とを中心し、我等の祖先と我等とがその周圍に一つとなつて、堅く固く結ばれ、肇國から永遠に伸展して死ぬことのない大生命である。

このことは一片の理窟ではなくて事實である。それが證據には人皇以來百二十四代、皇統は連綿として絶えず、上下を擧げて皇祖の神勅のまゝに活動して來、また國民のこの信念には些かのゆるぎもなかつたのである。事實、御歴代の天皇は國民を赤子のやうに御慈しみになり、國民は皇

國體

室を大御親として仰ぎ奉り、義は君臣であつても、情は親子のやうな間柄で、世界に比類のない立派な國を作りあげたのである。

こゝに國體といふのは、平たくいへば國柄である。我が國は比類のない國柄ではあるが、今日強ひて世界の國々などと比較して論ずるときは、國體といへば、その國を治める權力をもつて居るものが誰であるかによつてきまり、種々に分類されるのである。

我が國やイギリスのやうに君主が統治權を持つて居られる國を君主國體といひ、アメリカ合衆國やフランスのやうに人民全體が持つて居る國を民主國體といふ。但し同

じ君主國體でも、その國の肇國の事情と歴史とによつて全く異つた國體が作られて來る。

我が肇國の精神は皇祖の神勅によつて明確に表はされて居るが、歴史上國家の體制が確かになつたのは神武天皇の御代からである。だから神武天皇の即位元年を我が國の紀元元年としてある。天皇が大和やまとに遷うつられてから、國運は次第に發展した。やがて蘇我氏の勢力が強盛となつた結果、非望を懷くやうになつて滅され、次いで行はれた大化の改新は、諸氏族の領して居た土地と人民とを國に收め、國として是一段の發展をしたのである。

奈良朝時代に僧道鏡は野心を遂げようとしたが、和氣清

國史に現はれた
我が國體

麻呂の誠忠によつて國體は少しも揺ゆがなかつた。平安朝時代に藤原氏の一門が權勢を振ひ榮華を極めたが、つひに君臣の分を紊みだすやうなことはなかつた。

天下の實權が武士の手に握られ、平氏に次いで源氏が幕府を鎌倉に開いてから、政治の實際は源氏・北條氏・足利氏・徳川氏などに擅はしにされたが、これ等は何れも皆、常に上に皇室を奉戴し、勅命を奉じて、天下に號令したのである。隨つて他の國々に見るやうな國體を揺がす者は一人もなかつたのである。

かく我が國の多年に亙る歴史を見ると、時に治亂盛衰はあつたが、國體には些かの搖ぎもなかつた。勢力のある人

が時に我儘をしても、常に上に皇室を戴いて統一され、國體に反するものがあると、必ず忠誠無二の人が出て、それを取り除いて來たのである。

徳川氏が政權を奉還し、諸侯は土地・人民を朝廷に納め、全國の制度は一變して世間がさはがしかつたときでさへ、國民の忠君愛國のまごころから、争亂も日ならずして圓滿に治まり、明治維新以後今日のやうな隆運を開くやうになつた。かやうなことは實に世界の歴史に例がないのである。その後皇室典範や帝國憲法が制定されたが、明治天皇は

皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒカミナリ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ

と仰せられ、天壤無窮の神勅を本として、諸種の國法を制定遊ばされたのである。憲法第一條には

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

とあり、我が肇國以來の國體を明記して、愈國の基をかためられたのである。

我が國體の特色は肇國の時に明かであり、全く皇室は即ち直ちに國家である。換言すれば、我が國は一切が皇室を中心に出來上つて居る國である。そして、忠孝一本は、實に我が國體の精華であつて、國民教育の淵源であり、國民道德の要諦である。更に汎く國家生活・國民生活の上に顯現すべき大道である。

我が國體の精華
忠孝一本

第六課 誠

如何にして行ふか

我等は既に世界に比類なく有難い大日本帝國臣民として、如何にしなければならぬかに就いては略知することができた。されば如何にしてそれを實踐するかに就いて考へねばならぬ。

誠が根本

この實踐の根本に立つものは一の誠である。

明治天皇の御製に

鬼神もなかするものは世の中の

人のこゝろのまことなりけり

と仰せられてある。誠は人の行一切の源泉である。

誠者天道也
誠之者人之道也

老水夫の誠

誠とは精一杯根一杯、自分の全力を盡して少しの偽もないのをいふ。神に通ずる心、全心全靈、心は通ずる、口は通ずる

或船長が船員を集めて、最も誠實なものに金の袋を與へようとしたとき、多くの船員は我先にと自分の功勞を誇顔（まぶら）に述べ立てた。これに引きかへ、最後にいと（いと）も虔しく、船長に促されて、漸く申述べた老水夫のことばは

「船長さん、私は皆さんのやうに強い力もなく、優れた智慧もなく、これぞと申す才能もございません。ただまごころ込めてお船のために働かうとして居る無學な水夫でございます。このお船は私の恩人です。私はその恩返しに一生このお船で御奉公するつもりでござ

悪行の本

「ざいます。」

といふのであつた。この年老いた無學の水夫こそ、至誠第一であり、金の袋をもらふべき資格のあるものである。

もし常に誠の心が働いて居たならば、人は決して悪事をするものではない。ところが時にこの心が曇つて善悪の判断を誤ることがある。いや誤らないまでも誠の心を蔽ふ私慾・私情が強くなると、本來の誠に背いて悪行に陥ることがある。我等は常にこの心の曇を拭ひとるやうにしなければならぬ。

誠と心の平和

誠は如何なる困難にも耐へ忍ぶことができるといふ。そして誠であれば心は常に平靜（まごころ）で和かである。この

和かさはやがて周囲の人々をも和かにするものである。

心の平和と安樂さは、富んで居るからとて必ず得られるものではなく、貧しいからとて望めないものでもない。ただ誠の有無による。誠を盡して、その時その境遇に應じて働いてこそ、平和と安樂とが得られるのである。

卑劣で虚偽の行によつて、たとひ一時の虚名を博し、利益を得るやうなことがあつても、心の何處かに空虚と不安とを感じるのである。反對に純眞に誠實であれば、必ず何時かは人に認められるやうになるものである。

第七課 良心

善心とそれを妨げる心



我等は次のやうな経験をすることはないであらうか。例へばこみ合つた電車に乗つたところ、幸ひ自分はやつと腰かけることができた。そこへ一人の老人がいた。いたしい姿で乗つて來た。その時我等の心は直ちに立つて席を譲れと命令する。そして我等は譲らうと思ふ。ところがこの時ひどく疲れて居て立ちたくない。

すると心の一方で「いや私も今日一日學校で働いて疲れて居る。また歸つたら家事をも手傳はねばならぬ。明日の豫習もしなければならぬ、それには座席をとつたを幸ひ休息するのがよい。だから席を譲るまでのことはない」と理窟をつける。併し譲つた方がよいといふ心に變りはない。そしてかう理窟をつけながらも、この初めから變りなくよいとする心の爲に譲らずに休息しようとして居る我等は随分苦しめられる。

我等は善いことを知らないのではない。それを實行する方法を知らないのでもない。幼兒の時はいさ知らずも、我等位にもなれば、何が善いことと何が悪いことか十分

辨へて居る。たゞ行はないだけのことである。行へと命ずる心がないではない。その命に従はないだけのことである。

この善悪を分別して居て、ひたすら善を行ひ不善を行ふなど命ずる我等の心を良心といふ。そして我等はこの良心に従つたときは満足を覚え、反對にこれに逆つたりその聲をきかないふりをして過したときは不安を感ずるのである。

我等は善悪いろくの欲情をもつて居る。そして一方良心が常にその眼を光らして居るにもかゝらず、この眼をかすめて、又はその眼を覆ふやうにしてはいろくの欲

情のとりこになることがある。ところが不思議なことに、我等の欲情が多くなり強くなればなるほど、良心の眼は鋭くなり、その聲は大きくなる。欲情は我等が生きて行くのになくしてはならぬものである。そして良心は我等が過なく生きて行けるやうに、我等の欲情を指導するのである。だから強く多い欲情がすなほに良心の命令に従ふやうになれば、我等は一番よい生き方ができるといふことになる。それは譬へば作物の間に生える雑草は農夫に厄介なものではあるが、雑草が生えるやうな土地でなければ作物も育たず、その雑草をとつてこれを肥料とするときは、一層よい作物ができるといふやうなものである。

良心の働き

良心は我等の心そのものであつて、これに従ふことは決して自分以外のものから抑へつけられることではない。自分が自分に従ふのであつて、世にこの位自由なことはないのである。我等はこの良心の働きを次の三つにして考へることができぬ。

知(一)自分の行のみならず、他人のなすことについても、一々その善悪を判断する。

情(二)自分の行つたことがよいことであると思ふときは満足を感じ、悪いことであるときは不快・苦痛を感じる。他人のことについても亦同様である。

意(三)この場合快・不快を感じると同時に、よいことは進んで

善
悪

良心のおこり

しより、又はさせようとし、悪いことは決してすまい、させまいとする。

さてこの良心がどうして起つたかについては昔から種の學説があるが、今我等のもつて居る良心は、そのまゝ生れたときからあるものではなく、生れたときは今のやうになる芽があつたに過ぎないが、良心の生長と共にいるの経験によつて今のやうに發達したものである。

だから良心は常に進歩する。従つて教育を受けた我等の良心は受けない前に比べて、それ相當の進歩がなければならぬのである。

良心は進歩する

行と品性

第八課 行爲と品性

我等のよい行は我等の心の命令に従つて行はれるのであるが、又我等には心の命令を待つことなく、すら〜と働き得る一つの傾向がある。例へば知らず識らずやつたことが多くの人から爪弾きされるやうな行になりやすい人と、反對にすることなすことと思はず知らずよいことであるといふやうな人とある。かやうな行爲の傾向をその人の品性といふ。前の人にはわるい品性の人で、後の人にはよい品性の人である。

行爲

行は普通軽く考へて居るのと學問的に考へるのとでは

大分その様子がちがつて居る。學問上では行爲といふ。

我等の心は大體三つの働き方をする。その一は知的作用といつて主に物事を知る働きである。その二は情的作用といつて悲しいとか嬉しいとか感ずる働きである。その三は意的作用といつてかうしようあゝしようとか考へ、又その考へどほりにしようとする働きである。それでここで行爲といふのは、この意的作用即ち意志によつて一定の目的を定めそれを成し遂げようとする働きをいふ。だから意志の働きのないもの、例へば自分で知らずにして居る瞬・寢言のやうなものは行爲とはいはないのである。

行爲が實際外に現はれるまでの道筋を調べてみると、幾

行爲の成立

動機
 欲望
 決意
 行爲
 心手一致
 外部に現はれ
 動作は終る

つかの段階になつて居る。先づ最初に起るのは欲望である。次にこの欲望を遂げるやうにしたが善いか悪いかを決める。善いと決まれば始めて實行しようと思はれるのである。ところが欲望は同時に二つ以上起ることがある。その場合にはその中のどの欲望を遂げさせようかとかれこれ選擇する。どれか一つに決まれば實行することに決める。そしてこの選擇し實行しようと思はれることが意志の働きである。

實行することに決めたら、特別のさしはりがない限り、動作となつて外に現はれ、欲望を遂げて動作は終る。以上一行爲の始めから終りまでの道筋である。

意志の自由と責任

品性の成立

この行爲について一番大切なのは欲望を選擇し實行しようと思はれる意志の働きである。そしてこの意志の働きは全く自由で他の人からかれこれ動かされるのではない。だから行爲をするのもしないのも我等の自由である。それで自分の行爲については善し悪しにかゝらず、自分が引受けねばならぬ。これが責任である。良心が善行爲をほめ悪行爲を責めるのも、意志が自由だからである。

品性はいはゞ行爲の傾向である。人に親切な行爲を繰返して居る中に、その人は自然にさういふ品性の人となる。品性ができあがるには二つの要素がある。その一は生れつきで、その二は經驗である。意志の力がこの二つを材料

として行爲を度々繰返して居る間に、品性はできあがるのである。

品性は生れつきと経験とを基礎とし、意志の働きを繰返すことによつてできあがるものであるから、我等は行爲についてと同様に品性の善し悪しについても責任を負はねばならぬ。勿論生れつきと経験とはいろいろで、容易によい品性ができあがる場合もあれば、さうでない場合もある。生れつきと境遇とがよければ僅かの努力でよい品性を作ることができるが、悪いときは大きな努力を必要とする。

品性は行爲が繰返されてできるのであるが、でき上つた品性は行爲を左右する。だから善行爲は善品性を作り善

行爲と品性との
關係

品性の改善

品性は善行爲に向ふのである。ところが時としては、行爲と品性とが相應しない場合がある。例へば冷酷な品性の人でも努力して慈悲深い行爲をすることができ、誠實な人でもちよつとした不心得から嘘をいふこともある。

だから心の持ち方によつては品性とは別の行爲をすることもある。我等は品性がよくても怠つてはならぬが、よくないからとてむやみに力を落すにも及ばない。自ら顧みて悪いと氣づいたならば、憚ることなく改めるがよい。もしよかつたならば益よくするやうに勵むがよい。

第九課 人格

我等が學校や家庭で或は讀書により或は人からの教訓などにより又自分でもいろ／＼と考へて修養もし努力もして家の爲國の爲にするといふのも結局は自分の人格を完成する爲である。それならば人格とは何か。

人格といふことには通俗の意味と學問上の意味とがある。通俗の意味は**人柄****人品**又は**徳望**といふやうな意味であるが學問上の意味は人としての**資格**であつて次の三つの特質を備へて居るものをいふのである。

第一、自覺があること、

人格は心身の素質格、
心身の作用を
自覚があること
心身の作用を
統一的にすること
を發展すること
通俗、
人柄、
徳望

第二、心身の作用を統一すること、

第三理想をもつて進歩發展すること、

自覺

1 生きて居ること
2 考へて居ること
3 感じて居ること
4 行つて居ること
文字が格、
心身に
わがまの自覚

自覺とは自分が自分を知ることごく幼い時にはまだ自分といふものが分つて居ないが次第に彼と我といふやうに他人に對して自分といふものがわかつて來る。この自分を我とも自己とも自我ともいひ、その自分が現に生きて居ること考へて居ること感じて居ること行つて居ることなどが皆自分の心にわかるのを自覺といふのである。この自覺の中自分の生命の價値を自覺することが最も大切ですべての土臺になるものである。この自覺があつてこそ始めて人として眞の自覺に達したものとといへる。

統一

我等の身體も思想も亦行爲も一時として同じ状態に停ることではない。一面から見ると、この自分といふものは變遷して極りないものであるが、他の一面から見ると、昨日の自分も今日の自分も一つの自分である。去年のことも數年前のことも善惡共に自分の與つたこととして今日も責任を負つて居る。かやうに時と處とにかゝらず一貫した自分といふものを自覺して、同一の人として行動するこゝとができる作用を統一作用といふのである。この統一作用の中で一番大切なのは、我が生命を一つの價值として統一すること、その統一の本となるものは理想である。理想とは我等の行爲を指導する最高の目標である。そ

理想

人格の自由平等と尊さ

して理想があるからこそ自分といふものに統一がつく。人格は自分で理想を定めて、そこまで發達しようとして奮闘し、自分の向上發展を願つて止まないものである。これが實に人間が他の動物と異なる最も著しい點である。

人格は自分の理想によつて自ら自分の行動を正して行くが、この作用が人格の自由である。

人は財産や地位や職業などにかゝはらず、又男女の別なく人格としては平等の待遇を受くべきである。人格はどのやうな場合でも手段としてつかはれてはならない。人格は一切の價値の標準であるから、財産も地位も職業もその他一切のものは人格によつてその價値がつけられるの

人格の内容

である。だから價値の標準であるところの人格は根本價値とでもいふべきもので、ここに人格の尊さがある。

人格を具體的・全體的に見れば、其の内容は悉く社會生活のうち得られたものである。社會生活の最も恆久的で完全なものは國家である。故に人格は最も多く國家的であり歴史的である。これらの内容を無視し形式的に人格を説くことは種々の謬見の因となる。

又道理上、人格は平等であるが、その實際から見ると人格發展の程度にはそれとちがひがある。例へば同じく自覺があるといつてもその程度には差があり、同じく自身の統一は行はれて居てもその程度には差がある。又理想は

人格の差等

あつてもその種類や性質や實現の程度には差がある。だから人格の實際からいふと、その發達の程度に従つて價値に高下がある。同じく人であつてもその價値は平等ではない。人格が自由であつて自分の行爲について責任をとること、今はともかくも何時かは理想を實現することができるものであることはどの人格でも同じである。それを平等といふのである。だから我等の現在に未熟でも理想實現の努力を妨げられることはあるべきではない。理想實現の努力を妨げられた場合は人格が侵害されたのである。理想實現の努力とは善いことを實行する努力である。だから修養によつて人格を向上させることには何人も

人格修養の時期

制限することはできない。我等は各、人格をもつて居るといふ點では聖人と等しいが、實際の人格ではとても比べものにはならない。併し修養によつて聖人のやうな人格をつくることはできる。「彼も人なり我も人なり」といふ意氣をもつて修養につとむべきである。殊に人格の修養は年若いときに格段の進歩をするものだから、空しくこのよい時を失はぬやう心をひきしめる必要がある。

思へば我等の現在は重大な時である。國民として臣民として祖先の立派な歴史を承け繼いで、更にこれを後世に進展させる基礎を作る爲一段と人格の修養に力をいれなければならぬ時である。

第九課 我が家

家といへば普通建物を指していふやうであるが、こゝにいふ家は建物でなく、祖父母・父母を始め兄弟姉妹など我等に最も親しい血筋の人々が集つて、祖先の志を繼いで更に將來にそれを延ばさうと努力して居る所をいふのである。この家では親子はその自然の至情によつて一心同體となり、兄弟姉妹は又一つ心に睦^{むつ}び合つて居るのである。それで子であり兄弟である我等にとつて、我が家ほどのどかに楽しいところはなく、安らかなのびくしたところはない。だから我等が寄宿舎に入り、或は旅行して父母の在^いす家を

離れると、喜びにつけ悲しみにつけ、父母兄弟を懐しみ家を慕ふ。又我等を愛撫したまふ父兄は、激しい終日の奮闘から、和氣霽々たる一家團欒の中に歸つて、その疲れを休め、更に新しい氣力を養つて明日の奮闘に備へられる。この親子・兄弟の間には、何の包み隠すこともなければ、何の飾も偽もない。誰に秘密もなく遠慮もないから、何時ものびくした氣持になつて、喜びがあれば共に喜び、憂ひがあれば共に憂へる。だから一人の幸福は家全體の幸福であり、一人の不幸は家全體の不幸である。こゝに漲るものは心からなる親愛の歡びである。たとひ家の建物はいぶせく、庭園の美はなく、門地や位勳に金銀の光はなくとも、我が家こそ

は我等の安らげき休養所であると共に、樂しい場所であり、そして亦互に愛し合ひ睦び合ふ平和の樂園である。

かやりにこよなき場所にも、家族の間に感情の行違などが起つて心が揃はぬやうになると、遂に平和は破れて憂鬱となり、却つて一生涯の不幸が醸し出される。だから我等は平生よく身を慎み、先づ第一に父母に孝に、兄弟に友に、長幼上下の禮節を守つて、一家の平和と幸福とを齎すやうにするがよい。第二には言行を慎み、一家の名譽と信用とを高め、自分の不始末から家名を傷つけ、或は家族全體の肩身を狭くしないやうに注意するがよい。第三に家憲、家風などは、親愛なる我が先祖代々の努力によつてでき上つたも

のであるから、いよく立派にして永く子孫に傳ふべきである。家に家憲・家風があるのは、恰も國に國憲・國體があるやうなものである。第四に我等が今日又學生として樂しむことができるのは、全く我が家の賜であるから、常に我が健康に留意し、學業を勵み、徳行を磨き、無用の費用を省くなど、家の一員として、できるだけ家の爲に盡くさなくてはならぬ。



家な満圓

家は萬善の本を養ふ

家には男女の別、長幼の序、夫婦の別を始めとして、親子兄

弟の關係、家族の一人の家全體に對する關係、家族相互の關係など、人としてのすべての關係が成立つて居るといつてもよいのである。かやうな關係の間に於て、親の子に對する慈愛、子の親に對する敬愛、夫婦の和合、兄弟の友愛、家族が家の爲に盡くす犠牲の心、家の名譽を重んずる精神、家族全體の親和など、人の美德といはれるものは、すべて養はれて居ることがわかる。随つて家で訓練されたこれ等の徳は、移して廣く世間一般にも通じさせることができるから、家は萬徳の基礎を作る所であるともいふことができる。だから古今東西を問はず、人は家を離れては、立派な人となることはできないといはれて居るのである。

親族

第十一課 一門の繁榮

兄弟姉妹は大きくなつてから、或者は祖先傳來の家を繼ぎ、或者は分家し、又或者は他家に嫁いで、それ〴〵別に一家を立て、その境遇も仕事もちがふのが普通である。かやうにして、それ〴〵子孫ができて、我等の家は次第に擴がつて行くのである。かうした間柄のものをひきくるめて、親族といひ、又一門などともいふ。これにはなほ普通に親類と呼び縁者と呼んで、古く血筋を引いて別れたもの、結婚によつて結びつけられたものなどがあるが、何れも一家が擴がり發展したものである。

敬愛

親族はかやうな意味合ひのものであるから、互に未長く親しみの情をもつて交るべきである。殊に兄弟姉妹の間柄のものは、同じ家に起臥した頃とは、會ふ機會も少く、する仕事も趣味も、その他一身上のこととも變つて來るが、なほ昔の友愛の情をもちつゞけたいものである。

併し親疎にかゝはらず、たゞ親しくするといふだけでは不十分である。他人行儀もよくないが、又親しさに狎れて、禮儀を缺くと必ず不和になる。だから互に敬愛の誠を失はないやうにすることが大切である。

親族は互に助け合ふべきであるが、妄りに依頼心を起してはならぬ。互に一生懸命に獨立して行くやうに努力す

互助と獨立

べきである。併し又助を求めないからとて、他を顧みないのは薄情である。多く助けて、少く頼るといふやうにするがよい。

吉凶慶弔

平生互に吉凶を慶弔し、適度に往來して相親しみ、祖先の祭などには、共に集つて昔を語りなどして、同族の誼を深めるのは望ましいことである。併し吉凶禍福の慶弔などは、同じ親族といつても、それ〴〵間柄の濃い薄いがあるから、その程度を誤らぬやうにすることが大切である。

世には他人に對しては特別に親切にしながら、親族に對しては却つて冷淡な人がある。これは自分の好き嫌ひの我儘を本にしたやり方であるから、よく〴〵慎まなければ

ならぬ。近いものに厚く、遠いものに薄いのが人の世の禮儀である。

財産や身分などによつて交を變へるな

又身分の高下や財産の多少などによつて、親族間の交際が目だつて變つて行くやうなことがないではない。かやうなのは自然の人情を忘れて、身分や財産によつて、人の誠を曇らせる爲で、あさましくも見下げた心根である。

不和の原因

親族が不和になるのはいろ〴〵の事情によるが、あさかな競争、利害の不一致、他人の惡意、家族の不用意な告口などがその主な原因である。その他金錢の貸借の爲に不和になつた例も乏しくない。そしてこの親族間の不和は、他人との不和よりも甚だしく、恰も年來の仇敵のやうになる

一家一門の榮か
ら國の榮え

ことがあるから、平生から互に慎み合ふがよい。

一門は一家の擴がつたものである。だから我等は一家の繁榮を冀ふ心を推し擴めて、一門の繁榮を圖るやうに心懸けるべきである。我等は常に手近から順次に遠いところへとその徳行を推し擴めて行きたいものである。それに我が國は諸外國とはちがつて、親子の關係を本とした家が單位で、その家は遠く祖先につながり、永く子孫に傳はるべく、そして國全體が皇室を宗家として、祖先を同一にして居るといふ、強い信念によつて成立つて居る。隨つて一門の繁榮を冀ふ心は、やがて國全體の繁榮を冀ふ心である。

第十二課 國土

我が國土と祖先
の遺蹟

我が郷土を愛するものは、亦我が國土を愛する。我が國土は古から大八洲といひ、伊弉諾伊弉冉の二柱の神が創造し給ふものと傳へられて居る。そして國初以來我等國民はかやうに信じて居る。我が敬愛し奉つて止まぬ皇室の御祖先で在らせられる二柱の神御創造の國土の上に、我等の祖先はその忠勤を勵んで來た。そしてその懐かしい思出の遺蹟は國中到る處にある。この遺蹟に杖を引くとき、我等は我が祖先の活動を眼のあたり見る心地がして、我等も亦その善美な働きにあやからうとする熱情に燃えるの

國土と歴史

である。

およそその國の氣品はその國のもつ歴史によつてきま
 る。如何に強大な國でも、
 歴史上の事蹟に乏しい國
 は、何となく物足りない感
 じがする。否たゞそれの
 みではない。國民の精神
 的訓練が足りない。その
 國に對する愛着が足りない。
 歴史的事蹟は一々我等の血
 液の裡に溶込んで居る。

嗚呼忠臣楠子之墓



墓の成正楠

この碑の建つて居る處に一度足を止めるものは、誰しも
 そのかみの忠臣の倂おとこを偲んで、忠誠の熱情に燃えぬはない
 であらう。それは楠公父子の忠誠が、我等の血液の中に溶
 込んで居るからである。

そしてかやうな祖先の活動は、多く我がなつかしい國土
 の上で成し遂げられたのである。さればその國の歴史と
 國土とは、離すことができない密接な關係がある。我が
 懐しい國土の上で働きぬいた我等の祖先の血も肉も骨も
 この國土に還つて居る。そしてその精神は、我等の裡に今
 も脈打つて生きて居るのである。

我等の祖先の活動が國土の上に終始したやうに、我等現

國土と國民生活

在の國民生活は我が國土をその本據とする。

國土は國勢の増大と共に擴張する。併しその本據は、祖先の枯骨の眠つて居る傳來の國土である。

祖先傳來の國土は國民英氣の養成所である。海外に飛躍して疲れた心身も、祖先傳來の國土に一步足を踏入れたならば、頓に爽快と無限の落着とを覺えるであらう。異國に生れ、異國に育ち、異國の言葉で教育せられた同胞も、亦未だ見ぬ祖先傳來の國土に止み難い憧憬を覺えるといふ。されば國民生活は、精神的にも肉體的にも祖先傳來の國土が本據である。

我が國土は大八洲の昔から見れば、倍近くも増大して居

る。そして嘗ては東洋のほんの一部に限られて居た我が國民生活も、今は洋の東西に亙つてその範圍を擴げて居る。國土の増大には國力の増大がなければならぬ、國力の増大には國民の生活力の増大がなければならぬ。明治維新以後、我が國民は我が祖先の純粹無垢の忠誠の精神を發揮して、その國民としての生活力を増大した。その爲にその本據は、祖先傳來の國土から出發して亞細亞大陸に擴まり、南洋諸島にまで伸びて來たのである。我等は祖先が擴張したこの本據を、更に歴史的事蹟の多い味深いものにして行く義務がある。

この増大された國土には、既に我等の祖先の血が流され

て居る。その枯骨が埋められて居る。そしてその精神は後來のもの、その精神と一緒になつて、その活動の源泉となつて居るのである。

國土の維持擴張と努力

されば國土の擴張は同時に實力の増大でなければならぬ。それにはそれに相應しい努力がなければならぬ。祖先の傳へた國土を維持し、祖先の名を汚さぬ爲には油斷してはならぬ。祖先の榮譽が偉大であればあるほど、後進の國民たる我等の責任は重大である。

國際間の競争が日を追うて激しくなつて居る今日、榮光に輝く祖先を持つ我等次代の國民は、愈奮勵努力その國民としての修養に精進しなければならぬのである。

風俗・慣習

第十三課 風俗・慣習

我等は知らず識らずに世間のきまりによつて動いて居る。例へば衣服の形や着け方、種々の作法や儀禮・應待など、一定のきまりがあつて、たとひ理窟の上で誤りがなくとも、これ等に背くと何となく不安だつたりきまりがわるかつたりする。この一定のきまりを風俗・慣習といふ。又略して風習ともいふ。

風習の力

風習は何となくではあるが随分強い力をもつて居る。それで我等個人特有のもの、のやうに思つて居ても、世間一般の習慣であることが多い。着物を右まへに着ることがや

贈物に熨斗のしをつけたりするのは些細さいさいなことではあるが、その習慣に背くと大きな不快の種となることが多い。かやうなことは未開人みかひじんの間では特に著いしい。未開人みかひじんの間では風習が文明人の法律や道德のやうな役目をもつて居るのである。我等文明人には道德もあり法律もあつて、未開人よりも進んだ生活を送つては居るが、時には風習が道德や法律よりも強い力で我等を動かすことがある。

かやうに風習は強い力をもつて居るものであるから、風習がよければ我等は自然によい感化を受け、悪ければ知らず識らずの間に悪い感化を受ける。それで道德も法律も政治も、その風習のよしあしによつてその効果が著しくち

風習の力 二

がつて來るのである。

風習がこのやうな力をもつて居るのは、世間全體がそれに従つて居るからである。随つて風習に従はぬときはその世間から仲間外れにされることになる。昔から郷に入つては郷に従へといふのはこの意味である。

かやうなわけで風習には従はねばならぬ。併し我等文明人はたゞそれだけで満足して居てはならぬ。世の進歩と共に、もとよかつた風習も今は悪くなつて居ることもあり、又新しくつくられる風習もある。

それで我等は風習について研究することが必要である。そして眞に従ふ價值のあるものと、悪いものとをよく區別

風習の力 三

風習と我等

内容の吟味

今日の悪習

し、よいものは益、よくし悪いものは改めて行くやうに努めなければならぬ。

今日我が國には、外面を飾つてかるはずみになり、我儘勝手、物事に節度がなく、唯徒らに異を立て奇を好んでその言動を恣にする悪風が少くない。我等は一日も早くこの悪い風習を改めるやうにしなければならぬ。風習が悪くなると國が危くなることは、東西古今の歴史に明かて、近く支那の歴史を見ても、いつも初め強かつた國が贅澤懦弱の風習をつくつては亡びて居る。

流行

流行には我等は随分心をひかれる。ところが流行は風習のやうに永續きがしない。一時的のものである。帽子

でも洋服でも流行品でなければ氣が進まないといふ人があるが、この流行は多くの場合あまりよくないものである。だからこれもよいものと悪いものとをよく考へて、適當にすることを忘れてはならぬ。

舊い悪い風習

年若い人々はこの流行にとかく心をうばはれ勝ちであるが、それがあまりよくないのはわかつて居る。併し又これとは反對にむやみに流行に逆つて舊い風習にこだはる人がある。かたくなに舊い風習にこだはつて居ると、世の進歩に遅れる。又さういふ人が多ければ世の進歩も遅れる。我等は舊い悪い風習は未練なく打破る勇氣も持たなければならぬ。

團體

第十四課 團體と秩序

人は如何なる場合でも唯一人で生活することはできない。最も身近かに於ては家の生活であるが、朝夕父母兄弟姉妹と共に起居して居る。學校から一般社會、最後の階段では國民として國家の内に生活して居る。これ等家・學校・社會・國家は何れも團體である。二人以上の人が相倚つて一全體を成すところである。

團體にはこれ等の外に、青年團・女子青年團、在郷軍人會、愛國婦人會などから、校友會、何々研究會、同好會、俱樂部など同様の目的をもつた人々が集つて共同の仕事をし、又は共同

の利益を受けようとする種類のものがある。

それら團體はたゞの群衆とは異つて、一定の共通の目的をもつて、その組織して居る人々の協力によつてその目的を遂行しようとする二人以上の人々の協同組織である。

如何に優れた人でも、唯一人ではその力は推して知ることができない程のものである。然るに二人以上がその目的を同じうして協力するときは、個々の力が別々に働いた總和よりも遙かに大きな効果を擧げることができ、「それはとても個人の力では及びもつかぬ。團體の力に俟つ外はない」といふ言葉は我等の常に聞くところである。個々の力は弱くとも、それが一定の共通目的の下に協力した團

團體の價值

體の力は強い。

團體的活動は人が動物と異なる特徴の一つである。我等は生れながらにして何れかの團體に屬して居るのであるが、何人も或程度に智能が発達すればそれを自覺し、自分のその團體に對する夫々の任務に従事する。又自分を自覺して諸種の團體員となるのである。動物中でも蟻や蜜蜂などは一見團體生活をして居るやうであるが、それは全く本能によるので、そこには何の自覺もないのである。こゝに人間は萬物に優越する理由の一つがあるといふことができるであらう。

團體は、たゞの群衆とは異つて、一定の團體員共通の目的

があり、團體がそれを自覺して協力することを、その成立に關する必須の條件とするのである。

共通の目的と自覺的協力とがあつて、團體はその價值を發揮することができるのであるが、その運営の仕方が拙劣であると、その効果を十分にすることはできない。

この團體運営の上に於て基礎的の條件ともいふべきものは、團體内に於て整然たる秩序があるといふことである。學校は一つの團體である。この團體員たる我等は、十分その目的を自覺し、協力するやうに心懸けては居る。併し、多人數が相集つて居るのであるから、互によくわかり合つて居ても、何かそこに共通に守るべききまりがないと、實際

に當つてどうしてよいのかその舉止に迷ふのである。秩序とはこのきまりである。團體内に於てこのきまりがきちんとして居り、且つ團體員が正しく之を守つたならば、その活動は十分に効果的となるのである。

「秩序正しく」とは、我等が如何なる活動に於ても、その活動効果を十分にする爲に要求されることである。

この秩序は團體活動に於てのみならず、我等がたゞ一人で、例へばその書齋に於て勉學する場合に於ても、必要缺くべからざる能率増進の方法である。秩序整然として居れば、腦中も整然とし、仕事は順調に運び、理解は明晰となるのである。

協同

秩序維持の方法

この整然たる秩序の上に立つて、團體員の自覺ある協同が行はれたときにその團體の能率は十分に發揮されるのである。そして、秩序は協同の精神がなければ維持されず、協同は秩序があつて始めて十分に成遂げられるのである。秩序を整然と維持する爲には、人々の自覺が先づ第一に必要な條件である。第二に協同の精神である。但し、それだけで何かそこに具體的の據所がないと、この二條件もその具體的の効果を發揮することはできない。この具體的の據所として、何れの團體も、繁簡こそ異なるが、必ず規約がある。學校でいつて見れば、校規、校則がそれである。青年團、女子青年團には夫々團規、團則或は會規、會則がある。國家

に於ては法律・命令がある。

この規約をその團體員が遵守すべきことはいふまでもないが、但し、たゞそれに従ふとか或はたゞ背かないとかいふだけでは不十分である。その規約が存する意味と精神とをよく理解して、たとひ、規約の上には明らかに示されて居ないでも、その意味・精神から、當然しなければならぬ或はしてはならぬことは、團員の各が自ら進んで夫々然るべく處理しなければならぬのである。

こゝに規約を超えた本當の秩序・協同が行はれるのである。法則を超えた道德的實踐こそは、最後の段階たる國家に於ける團體生活を最も善美にする所以である。

第十五課 協同

協同の意義

人の生活

協同とは人と共に力をあはせるといふことで、我等はこの協同なくしては一日も過すことはできないのである。人はどんな場合でも、自分一人で生活することはできない。自分では如何にも自分一人でして居ると思つて居ても、よく考へて見れば、必ず自分以外の人を相手にして居るのである。たゞ單に相手にして居るといふだけではない。人は必ず他の人と協同して居るのである。人は生きて居る限り、人との協同なしには居られないのである。他の人と協同してのみ始めて生活することができるのである。

協同と分業

協同することは人の特性の一つである。

他の人と力を合せてすることが協同であるが、力を合せてするといつても、決して他の人と同じ仕事をする、同じやりにするといふことではない。協同して同じ仕事を同じやりにすることもあるが、世の中の實際では、むしろ協同して異つた仕事をする場合が多い。同じ仕事をするにしても異つたやりにする場合が多い。

人がこの世で生活するには種々雑多な仕事が必要である。それで人はこの必要な種々雑多な仕事をとにかく處理して行かねばならぬ。そこで各、その都合によつて、夫々分擔して處理して行くのである。夫々に分擔して處理し

て行くのではあるが、その目的は大きな眼で見れば人の世の生活を安易にしよう、人の世を幸福にしようとするものである。だから人は夫々異つた仕事をして居ても、同じ目的の爲に協同して居るのである。

従つて商業を営んで居るものが、他人の迷惑や損害を顧みず、たゞ儲けようとはかりに立廻つて居るのは誤である。商業に従事して居るものは人の共同の目的の爲に有無相通ずるといふ仕事を分擔して、人全體で爲すべき仕事の一部分を處理して協同して居るのである。儲はその報酬であるといはねばならない。

この分擔を分業といふのである。それで協同には分業

がなければならぬ。分業によつてこそ始めてよく協同はできるのである。

世の中全體を考へてもさうであるが、このことは我等の身のまはりの見聞に徴しても明かに知ることができる。我等は工場へ行つて見るがよい。そこでは如何にも分業と協同とが如實に行はれて居る。例へばマッチ工場に就て見れば、一つのマッチを作ることがその工場の目前の目的である。それが幾つかの部門に分れて、或部門では材木を伐採、或部門ではそれを薄く造り、或部門ではそれを箱の形に造るといふ風に夫々異つた仕事に従事して、全體は唯一つ優良なマッチを造るといふ共同の目的の下に協同し

て働いて居るのである。だから協同といふも分業といふも一つの仕事の見方の相違であるともいへるのである。

協同は全體的に見、分業は部分的に見た見方である。

さて世の中のこととは一切協同の下で行はれて居る。もし世の中の協同を害するやうな仕事があつたとしたら、それは悪事である。自分一人の一時の利益の爲に他人の爲は勿論、自分自身の將來のことも考へずに得手勝手にして居る悪事である。悪事でない限り一切の仕事は協同でなければならぬ。我等は一層協同の精神を明かにしてその効果が愈増大するやうに心懸けねばならぬ。

併しながら、こゝに協同とは一見相背馳するやうな事實

がある。それは競争である。競争は相手に打勝つことを當面の目的として居る。そしてこの競争は人の世に避け難い事實である。それ故競争の避け難い世の中に於ては一見協同はできないやうではあるが、實は競争も見方によつては協同の方法の一つなのである。よくできるやうにならうといふ大きな共同の目的の下に競争が行はれて居るのである。たゞ相手を負かすのみが競争の目的ではない。互に負けじ劣らじと努力して我も人も共に向上しようとするところに競争の目的はあり、そこに大きな協同がある。協同を外にしての競争は下劣な喧嘩となつてしまふのである。

第十六課 社會

人の生活

人は誰でも協同して生きて居る。この協同して居る世の中を社會といふ。社會を平たくいへば人の世といふことである。人の住む世に鬼はないといふも社會には鬼はないといふも同じである。人がそれ〴〵その仕事を分擔して居るところに社會が形作られて居るのである。

社會は人の協同して居るところであるが、これをその成立ちから分類して考へて見ると大體二つある。

一つは自然に何時とはなしに出來上つて居るもの、平たく世の中といつて居るところのものである。この社會で

社會の成立とその種類

自然社會

はいや應なしに人はその社會に屬して居るのであつて、人は生れると同時に何も考へることなしに同一の大目的の下に生活して居るのである。例へば我等に最も手近かな家がそれであつて、我等は自然に祖先傳來の家に生れ、始めから何の目的も自覺して居るのではなく、とにかく一家の繁榮を圖り、祖先の遺風を顯彰する爲に家の一員として、それらの任務を遂行して居るのである。従つてかやうな社會では、自分の爲と自分以外の人の爲との間に劃然くわくぜんとした區別はない。一家の大目的の中に家族の目的は包攝され没入して居るのである。それでこの社會では自分の爲にすることが同時に他の人の爲であり、他の人の爲全體

國家

の爲にすることが同時に自分の爲である。この種の社會は自然社會ともいふべきであらう。

この社會に分類されるものの中、最高にして且最も完全なものゝが國家である。特に我が國はその理想的なものである。家もその一種であるが、大きな國家を組織する一單位であつて最高のもではない。

國家は自然社會の最高のものである。だから國民は國家の一大目的の中にその全生命を包攝されて居る。各自の目的は常に國家の大目的の下に在つてのみ意味があるのである。國家の大理想の實現の爲に國民はその渾身の努力を惜しまないのである。又其の爲には喜んで個々の

目的共同社會

都合などは捨て去ることができるのである。

他の一つは目的共同社會といつて、人が始めから自覺して或る限られた目的の下に組立てて協同するものである。この種の社會に限られた一定の目的の爲にのみ協同して居るのであるから、中途でその目的の達成を望まないやうになれば、一定の規約に従つて、その社會から去ることができる。例へば會社とか俱樂部倶楽部などがそれであつて、會社でいへば株主や社員、俱樂部でいへば會員などはその社會の一員で、會社は利益を得ること、俱樂部はその種類によつてそれと、特種の事柄をその目的として居るので、社員や會員は自分がその目的と一致して居る間はその自由意志に

よつて一員となつて居るが、不一致のときは又自由に脱會することができるのである。

自然社會と目的共同社會とはその成立上、かやうに異つたものではあるが、目的社會も相當の歴史をもつやうになると、自然社會と同様な氣分を作り上げる。さうなると會社の爲に己の利害を超越することも屢ある。

學校なども一つの目的共同社會ではあるが、我等に強い愛校心が生じて學校の爲には時に一身の利害はこれを顧みないといふ氣持を起させるのである。されば歴史が古くなり、その運営がよく行けば目的共同社會も自然社會と同様な態様を呈することがある。

兩種の社會の異同

但し自然社會は他のものに頼ることなく獨立に永遠に存續するものであるが、目的社會はこの自然社會がある所でなければ成立しない。自然社會はいはゞ人の世であるが、目的共同社會はその人の世の中に組立てられるものである。人の世の中のつながりは單なる利益ではない。人の本性に基くものであるが、目的共同社會の會員相互のつながりは何といつても利益が中心になつて居るのである。社會といふ語は軍人社會とか知識社會とかといふ風に使ひられて居るが、それは廣い社會人の大體の分類に名づけられたものでさういふ社會が特別に成立して居るのではない。

第十七課 公益世務と國憲國法

公益世務・國憲國法

教育に關する勅語に

學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒト仰せられてある。

教育に關する勅語は我等臣民に爾臣民とお呼びかけになり給ひ

父母ニ孝ニ

兄弟ニ友ニ

夫婦相和シ

朋友相信シ

恭儉己レヲ持シ

博愛衆ニ及ホシ

學ヲ修メ業ヲ習ヒ

と仰せ諭され給ひ、これ等の修業によつて智能と徳器とを啓發成就せよと訓へられて居るのである。更に

進テ公益ヲ廣メ

世務ヲ開キ

と仰せられ、智能徳器の啓發成就は公益世務の廣開の爲に用ひられなければならぬと仰せ訓へ給うたものと、拜察し奉るのである。我等の修業は一體何の爲にするか。天壤

無窮の皇運を扶翼し奉る爲である。そしてその平時の實踐として、世の爲人の爲に盡すことを目的として居るのである。聖旨は進んで、

常ニ國憲ヲ重シ

國法ニ遵ヒ

と仰せられ、我等修業の方法と目的とを通じて、常に重んじ遵ふべきものとして國憲と國法とをお示し遊ばされて居られるのである。國憲國法は我等が忠良な臣民として常に重んじ遵ひ守らねばならぬものである。かくて我等は終に一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることができるのである。

次に公益世務、國憲、國法の四つの意味を詳かにしよう。
公益と世務とは、之を一言につづめていへば、世上有益な業務といふことである。

我等は自ら慎んで人の迷惑にならないやうにするばかりでなく、進んで「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられる聖旨に副ひ奉るやう、廣く世の人全體の幸福を増進するやうに努力すべきである。

世上有益な業務といへば、その種類は甚だ多い。先づ世人の各、がその生活を維持して行く爲に従事して居る職業も、世人がよく生活して行くに必要な仕事を分擔して居るといふ意味から見れば、明かにこの内に入る。又小は道路

の妨害物を取除くやうなことから、大は農工商各種の産業上に於て工夫を凝らしてその進歩發達に資し、或は學理を究明して發明發見に力め、或は交通機關を設けて地方の開發を助け、資財を投じて學校を建て、圖書館を設け、病院を經營し、或は講演によつて衛生思想を普及し、風俗の改善を圖り、水害・火災を防ぐべき方法を講じ、或は孤兒院、養老院などを設けて鰥寡孤獨を救濟する等、すべて公益世務である。

但し我等が世上有益なる業務を實踐して聖旨に副ひ奉る所以は、極く卑近なことを忠實に實行するにある。徒らに高遠なことを考へ、力に餘る事業に確信もなく手を出すことは一利もない。要するに公益を廣め世務を開きとは

國憲

世の爲人の爲になることを廣くするといふことである。國憲は國法と共に重要なものであつて、國を統治して行く根本の法則をいふのである。憲法と皇室典範とは之に屬する。我が國では皇室と國とは一であつて二ではない。従つて憲法と皇室典範とは二つが相俟つて始めてその國家統治の精神を實際に施すことができるのである。

國法

國法は廣く國を治める法則をいふので、國憲以外の各種の法律や命令を總じていふのである。だから地方の自治團體の規則などもこの内に入るのである。

公益を廣め世務を開き國憲國法に遵ふことは我等國民として當然のことであつて、しかも極めて重要な務である。

第十八課 海外發展と國際協力

海外發展の必要

我が國は山地が多く耕地に乏しく、又天産物も豊かでない。その上人口の密度は甚だ大であつて、人口は年々百萬も増加し、その増加率は遙かに歐米諸國を凌駕して居る。衣食住さへも自給自足は困難で、米・小麥・綿・羊毛・鐵・石炭・石油などの必需品も諸外國から補給して居る状態である。もしこのまゝで進めば我が國の前途は決して安心できないのである。

海外發展と我が國民性

我が國民は古來から進取敢爲の國民である。この氣象は神代の「國引き」の思想や大陸との交通、神功皇后の御雄圖

又、近くは山田長政、濱田彌兵衛、支倉六右衛門などの事績によく現れて居る。ところが徳川幕府三百年の鎖國は不幸にも國民の海外雄飛の機會を全く奪つてしまつた。併し明治維新と共に開國進取の國是を樹ててから僅か六十年の間にいともめざましい發展をしたことは、世界各國の均しく驚歎するところである。

過去の海外發展の道は、主に領土を擴げて植民地を得ることであつたが、今後採るべき第一の方法は海外移住である。我が國民は困苦缺乏に堪へて、未開の地を拓くには適して居るが、その土地に落着く心が足りない。この缺點を矯める必要がある。

海外發展の道

海外移住

海外投資

第二の方法は海外投資である。我が國が海外投資をするに、最も有望な土地は滿洲帝國、支那、南洋及び南米である。實際この方面の努力は着々行はれて、相當の効果を收めて居り、將來も益盛にならうとして居るのは、彼我の爲に喜ぶべきことである。

第三の方法は海外貿易をもつと盛にすることである。自然の資源が少い我が國は、原料品を輸入して、これに加工し、精製品として輸出するのが得策である。その爲には海運業がこれに伴つて發達することが必要である。これ等は近年著しく進歩して居るが、未だ年々の輸入額は、輸出額を遙かに超えて居る。だから一方國產品の使用を奨勵し、

海外貿易

國際協力の必要

他方國內産業を發達させねばならぬ。海外發展は我等日本國民にとつて極めて重要なことであるが、たゞ競争に勝たうとするだけではうまく行かぬ。今日世界の國際關係は愈々複雑になり、常に共存共榮を圖らねばならぬ。

國際聯盟

現在世界各國はあらゆる方面で協力して居るが、その中で、大戦後最も大規模に成立したのが國際聯盟である。

我が國と國際聯盟

我が國はこの國際聯盟に成立當初から加入し、常任理事國として大いに貢獻して來たが、不幸滿洲國の新興に關し、他の聯盟國と意見を異にし、止むを得ず脱退してしまつた。併し我が國が國際間の平和を希望することには變りはない。

い。脱退を通告する時に特に煥發くわんぱつされた詔書に

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マ
ス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナ
シ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固
ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラ
ス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜
朕力念トスル所ナリ

と仰せられてある。

我等國民は國際關係が益、困難にならうとする時に當つて、よく聖旨のあるところを奉體して愈々奮勵努力すべきである。

第十九課 人類の福祉

人類愛

人種・歴史・宗教などの相違に捉はれず、人類の一人として人を見、これに向つて親愛の誠を致し、好意を盡くすことを人類愛といふ。だから人類愛はあまねく如何なる人に對しても自分と等しく貴い人格であるといふ心情から出發するのである。

我等は學術・文藝・産業・交通等の進歩の速か^{すみ}なの^に驚き、我等の生活が日に豊かになり、社會一般の幸福も益増進されるのを見て、人の世の限りない恩澤に心から感謝して居る。併し又人類社會の他の半面を見れば、光のあるところに蔭

ができるやうに、我等の同胞の中にも生れつき悪者のやうなものも居るし、一生貧乏から逃れられないものもある。そしてこれ等不幸の人々が社會の變動と共に日を追うて増加して居る有様を見ては誠に悲しまないでは居られないのである。

孟子は、人は皆人に忍びない心をもつて居るといつて居るが、幼児が井戸に陥らうとするのを見ては走つて往つて救ふのが人情の自然である。この心はやがて家庭や學校更に廣く社會にまで進んで、常に人と人とを結びつける帶ともなり、その間を滑かにする油ともなるのである。併し人には亦争を好む本能もある、自分を主張する本能もある。

人を愛し憐む情は自然にあるにしても、もしこれを培つちかひ養はず、反對の本能や感情を増長させれば、十分發揮させられないであらう。だから我等は努めてこの人に忍びない心を培ひ養ふがよい。

我が國民の外人に對する友情

我が國民性は本來平和・仁愛を好み、幸ひ古來外敵の侵略を受けなかつたから、他の國民に對して憎む心は極く少い。太古以來、多くの歸化人を包容同化した事蹟を見てもよくわかる。惜しいことに、徳川三百年の鎖國の爲に、一時は外國及び外國人に對して親愛・寛容の心が弱められたやうであつた。併し維新後は五箇條の御誓文の一つである知識を世界に求める精神を發揮して、その眼界が廣く外國にま

歐洲に於ける博愛の精神

で廣がるにつれて、我等の平和・仁愛を愛する性質は伸ひらび展びつて人類愛にまで高まつて來て居るのである。

世界の歴史上、フランス革命の時代ほど亡命客を多く出したことはないといはれて居る。この頃フランスを脱だれたて外國へ亡命したものの數は、その後巴里で調査發表された記録によると、一七八九年七月十四日から一七九〇年十一月六日まで合計十二萬六千人に達して居る。これ等の人々の身分職業を示すと次のやうである。

貴族婦人	九〇〇〇人	海軍々人貴族	二〇〇〇人
貴族	一六、〇〇〇人	從僕	二六、〇〇〇人
僧侶	二八、〇〇〇人	地主	九九三三三人

代議士	四〇四人	法律家	二、八六七人
軍職の貴族	八、四九二人	銀行家	二、三〇人
辯護士	三、二四人	藝術家	二、二七二九人
醫師	五、二八人	僧尼	四、四二八人
外科醫	五、四〇人	男女子供	三、〇三三人
商人	七、八〇一人	藝術家婦人	三、〇〇人
農業主	三、二六八人		

これ等多數各種の亡命者はイギリス指して隠れ家を求めた。フランスとイギリスは昔から相對した國柄であつた。併し英國民は寛大にこれ等の亡命客を受入れた。亡命者達は獨り英國民の間に個人として極めて懇切丁寧に世話になつたばかりでなく、英國政府からの保護と救助と

を受けた。そしてそれはフランス革命の初からブルボン王朝復興の時まで約二十六年間繼續された。議會は亡命した佛國僧侶及び一般人民の中で窮迫したものに對し、次の通り救濟金の支出に協賛した。

一七九五年	一三六、九五九磅	一七九六年	二六九、四四〇磅
一七九七年	三七九、〇〇〇磅	一七九八年	一、二〇、〇〇〇磅
一七九九年	二三三、五七四磅	一八〇〇年	三〇二、七九八磅
一八〇一年	二七七、七七二磅	一八〇二年	一七三、五三五磅

以上は歐洲に於ける國際的博愛精神を示す一例である。人類愛を徹底させる上に最も必要なことは、努めて世界の平和を維持することである。孔子は仁を説いて天下を

平かにしようとし、釋迦は慈悲を、基督は愛を説いて熱心に平和を主張した。かの國際聯盟や一般國交の基礎にも遍く人類の福祉を冀ふ精神がなければならぬ。世界の永久平和を熱望する現代人は先づ人類愛の精神を培ふことに努力しなければならぬ。

正義と人類愛

人類愛は極めて大切な事ではあるが、世界の列國の中には不幸にも不正を敢てする國家がある場合がある。この場合には義勇奉公の精神で正義の刃を揮ふことが世界の恆久の平和に至る道であることを知るべきである。正義の戦に敵するものはない

第二十課 戊申詔書(一)

日清・日露兩戰
役による國運進
展

我が國は明治維新後内治外交に長足の進歩を遂げた。それはよいが一方思想の上には不幸にも憂慮に堪へない風も生じて來た。しかし教育に關する勅語を賜はつた爲この惡風は救はれ國運は愈隆んになつた。日清・日露の二大戦役は未曾有の大國難であつたが、明治天皇の御威徳と國體の精華とにより忠良なる國民の奮闘努力がよくこれを切り抜けた。日清戦役の結果、我が國の地位は世界から漸く認められ、日露戦役の結果、我が國は一躍世界列強に伍して一等國となつたのである。

日露戦役の負擔

日清・日露の兩國難は禍を轉じて福としたが、その損害も甚だ多かつた。殊に日露戦役では多數の人命を失ひ、又その軍費は二十億にも達し、その過半は外國から借りたのである。當時の我が國力では、この損失を償ふことは容易でなかつた。その上戦争の結果、東洋に於ける諸種の優越權を認められると同時に、東洋諸國の先進盟主として内外共にその責任が重くなつたのである。外國に對する責任が重くなれば、實際に國力が強くなければならぬ。それには財政をよくすること、財源を豊かに確實にすること、庶政を改善し擴張すること、新領土の經營をしなければならぬ。などむづかしい問題が多かつたのである。

戦後の國情

かやうな時こそ國民が上下一致し、戦時にも増して緊張努力すべきである。然るに不幸にして當時の國民は戦後にはかに心をゆるめた。戦勝の喜びに陶醉して小成に安んじ樂觀的になり、やゝもすれば奢侈贅澤に流れ、剛毅の精神は失はれ、勤儉の美風は弊れてしまつたのである。

明治天皇は畏くもこの様子をみそなはして

ともすればうきたち易き世の人の

こころの塵をいかでしづめむ

と詠じ給うた。宸慮のほど恐懼に堪へない次第である。

そこで明治天皇は明治四十一年十月十三日に詔書を御下賜、國民に對して世界の太勢に處して進むべき大方針を

詔書御發布

諭し給ひ、且つ國民として我等の實踐すべき要目を御教訓遊ばされたのである。この歳は恰も戊申に當つて居たので、この詔書を戊申詔書と申し上げるのである。

戊申詔書は日露戦役後の情態に深く鑑みさせられて御發布になられたものではあるが、この御教訓は決して當時ばかりでなく、今日も亦我等が朝夕服膺すべき要道である。熟現今の國民生活の様子を見ると、この當時に比して一層憂ふべきものが少くないやうである。誠にその聲のやうに内外共に非常時である。解決し善處しなければならぬ問題は數ふるに遑がないほどである。それで國民も緊張しよう努力しようとする務めては居るが尙足りないところ

があるやうである。

大正十二年の大震火災に次いで國民精神作興に關する詔書が煥發されてから、未だ多くの年月を経ず幾多の難問題が重つて居るに係らず、國民多數の氣風はやゝもすれば國本を忘れて輕佻詭激に奔るものがある。

我等現在の國民は今日再び嘗て我等の先人が嘗めた苦難を繰返へさうとして居る。今日覺醒しなければ必ず悔を後日にのこすであらう。我等は本當にしつかりして聖旨に副ひ奉るやうにしなければならぬ。

聖旨の詳説

第二十一課 戊申詔書(二)

我等は詔書の深遠で懇篤な聖旨を心に鑄り付け、常にその實踐躬行に努むべきである。詔書の御趣旨は大體三段に分けて拜察することができる。今詳しく段落を追うて聖旨を窺ひ奉ることにしよう。

第一段

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス

文明大勢

現今世界の文明は日進月歩して止まない。政治・教育・科

世界の協同

學・經濟など總ての方面に亙つて進歩して居る。特に科學方面の進歩は古人の夢想も及ばないほどである。

かやうな進歩發達は交通機關の發達を借りて世界各國が何事に就ても協同するやうになつたからである。世界各國が未だ協同しようとする氣が少なかつたときは、交通機關も幼稚であつた爲に、各國は夫々孤立し、従つて有無相通ずることとできず、無駄な勞力を費すことが多かつたのである。然るに今日は萬里比鄰の如く精神的にも物質的にも各國の交通往來は愈々頻繁になり、特に科學を始め學藝の方面では、殆ど國境の區別はなく、互にその業績を供給し互の研究を助成し合つて居る。かやうにして、世界の文化

國交の大道

文明は各國が互に相倚り相助けることによつて進み、その慶福は漸次に世界人類の共有となるのである。

世界各國の融和協力は人類の理想である。和親交通は國交の大道である。そして文化文明は人類の協力によつて無限の發達の道をたどる。今や我が帝國は世界各國と條約を結び、互に外交官を派遣駐在せしめ、互にその國民の便益を圖り、國交を親睦にし、諸種の會議に進んで參加して世界の平和と安寧とに盡力して居る。これ等は一に東西相倚り彼此相濟して以てその福利を共にする道である。併し現状で満足することはできない。我等は我が國の歴史的地理的の位置に鑑み、進んで益、國交を修め、世界の文化

第二段

文明の發達を圖り、人類の幸福増進に努力しなければならぬのである。

顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムト
スル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益、
更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産
ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ
荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

國力充實の必要

凡そ他の長所を採らうとするには、自分を十分に知らなければならぬ。自分をよく知つてその長短を明らかにした後始めて他の長所が自分に適するか否かを知ることができるのである。併し適否を知つてそれを採入れるには

他と略同程度の實力がなければならぬ。世界の文明に參與して發展しようとするには先づ自分の文明を知り、その程度を高めなければならぬ。これが固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツと仰せられてあるわけである。世界各國と共にその文明の恩澤に浴しようとするには、先づ自國の國力を充實させねばならないのである。

我等は幸にも祖先傳來の國體の精華と國民のよい素質とによつて開國進取の國是を定めて以來、短時日の間に、よく諸外國の長所を採入れ、よく我が國獨特の文明文化を創造することができたが、實は受けた所のみ多くて、他に與へた所は少い。それは近代の文明に浴する日が少く、當時は

戦後の經營と今日

未だ國力が十分に充實して居なかつた爲である。

然るにも拘らず、當時の我が國民は戦後を如何によく乗切らうかと十全の努力をして居なかつた。今日でも國民が本當に非常時國難を切抜けるやうに眞劍になつて居るかどうか疑はしい所がないではない。我等は今日の非常時局に鑑み、戊申詔書御下賜の聖旨を愈、深く心に鑄り付けねばならぬのである。

庶政の更張

我が國は日清、日露兩戦役の勝利の結果、領土を倍加し、人民も著しく増加し、諸種の利權も得た。そしてその地位が向上すると共に、諸外國に對する關係は異常に複雑になつた。この複雑になつた關係を善處して行くことは、從來の

ままの組織機構と努力とではできない。こゝに庶政の更張が必要になつて來たのである。庶政の更張には経費が多くかゝる。國民はこの経費を負擔しなければならぬ。然るに當時の國情は如何であつたか。戦後の經營は勝敗何れにしても甚だ困難である。我等國民はどうしても他に頼らずにこの國難を切抜けなければならぬ。併しこれを本當に自覺し、本當に努力したならば、反つて禍を轉じて福とすることができるのである。

さればこの際上下心を一にして我等祖先傳來の美風を愈發揮し、忠實業に服し勤儉産を治めて國家の財力を強くし、信義を重んじ醇厚な風俗を造り上げて大國民としての

第三段

品位を高めることが必要である。

抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

我が皇祖皇宗の御遺訓と光輝ある國史の成跡とは、既に我等はよく了解して居る。誠に日星のやうに不斷に萬民の仰ぎ奉つて居る所である。

御祖宗の御遺訓と國史の成跡とは我が國發展の道を事

皇祖皇宗の御遺訓と國史の成跡

國家の發展の本

理想と國是

實の上で證明したものである。我等臣民が謹んで御遺訓を奉體して國史の成跡に鑑み國體の精華を發揮することに勤めたならば國運は必ず發展するであらう。我等は常に自分の持つて居る美しさを忘れてはならぬ。自ら持つて居る玉は失はないやうにして他山の石は採つて以て自分の玉をみがく材料とするがよいのである。

維新の皇猷くわいとは明治元年の五箇條の御誓文と御宸翰しんかんとの御趣旨を申すのである。これは我が帝國の國是と永遠の理想とを宣明せられたものである。益々この皇猷を恢弘して皇祖皇宗の御恩徳に報い奉り御稜威りやういを發揚することがこの詔書究極の御趣旨であると拜察し奉るのである。

實業 國華修身書

甲種三年制用
上・中・下卷
定價各金拾五錢



昭和十二年八月二十四日發行
昭和十三年三月十八日訂正發行
昭和十三年三月十一日訂正發行

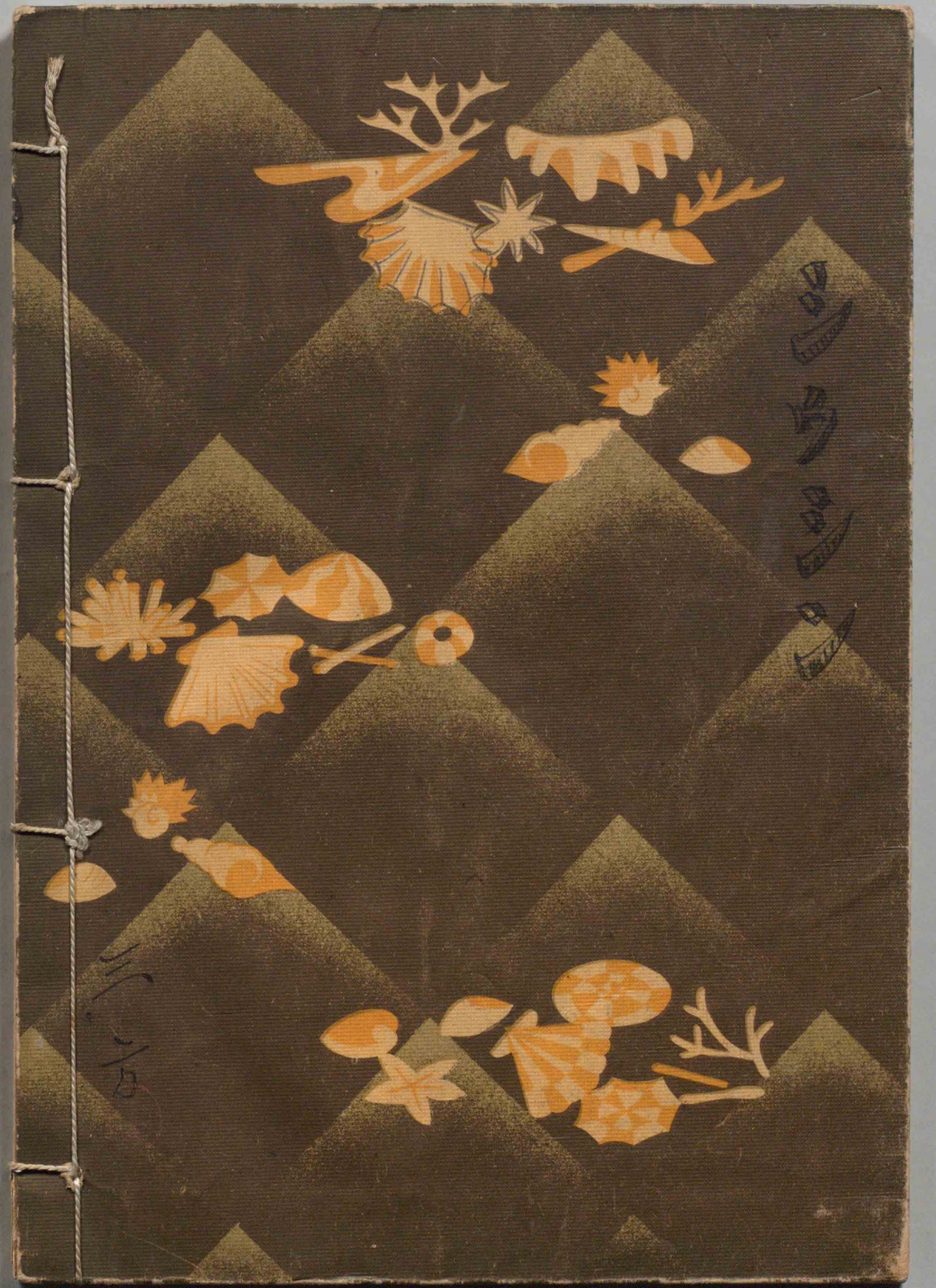
編者 田中寬一

發行者 株式會社 帝國書院
代表者 守屋紀美雄

印刷者 高橋郁
東京市京橋區銀座西二丁目三番地

發賣所 株式會社 帝國書院
振替口座東京大七〇一四番

關西販賣所 三宅莊藏書店
大阪市東區橫堀町四丁目三番地
振替口座大阪 六九番



Handwritten text in the top right corner, likely in a non-Latin script.

Handwritten text in the bottom left corner, likely in a non-Latin script.